

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年12月2日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名：世田谷区立二子玉川公園 区民参加型運営管理業務委託

(2) 業務内容

- ①区民による公園管理活動の支援
- ②公園とその周辺地域利用者へのサービス提供
- ③区民活動及び公園利活用に関する情報発信・広報
- ④公園内の巡回・点検
- ⑤公園維持作業
- ⑥公園施設の管理運営及び保守点検
- ⑦非常時対応

(3) 履行期間：令和7（2025）年4月1日から令和10（2028）年3月31日まで

※ただし、令和8年度以降は各年度予算配当及び履行状況が良好であることを条件として契約を認める。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 東京都又は近隣8県（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県）に本店若しくは営業所等を有する者。
- (6) 世田谷区競争入札参加資格を有し、営業種目番号123／都市計画・交通関係調査業務又は営業種目番号126／環境アセスメント関係調査に登録があること。
- (7) 平成31年度以降に国、東京都内または都近隣自治体（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨

城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県）から住民及び利用者と協働した公園施設の管理及び運営業務を受託した実績を有すること。

(8) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。

(9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(10) 世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会構成員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための審査方法

参加表明書の提出後、区が参加資格の確認を行い、参加資格を満たす事業者全てにプロポーザル招請通知を送付する。

4 提案書を選定するための評価基準

- ① 公園の運営管理業務の実施体制
- ② 公園サポーター活動の支援
- ③ 公園とその周辺地域利用者へのサービス提供
- ④ 区民向けプログラムの運営、企画コーディネート
- ⑤ 経費
- ⑥ 業務に対する取組み姿勢等
- ⑦ 公園利用サービス向上への取組み

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区みどり 3 3 推進担当部公園緑地課玉川公園管理事務所

住所：〒158-0094 世田谷区中町 4-35-11 (玉川土木公園管理事務所 1 階)

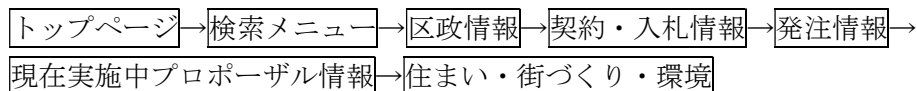
電話：03-3704-4972 FAX:03-5706-1361

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和 6 年 1 2 月 2 日(月) ～ 令和 6 年 1 2 月 2 6 日(木)
(土・日曜、祝日を除く 9 時から 1 7 時まで)

- ② 交付場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード



イ (1) 担当課にて窓口配布

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期間：令和 6 年 1 2 月 2 日(月) ～ 令和 6 年 1 2 月 2 6 日(木)午後 5 時必着
- ② 提出先：(1) に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送(宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る)とする。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

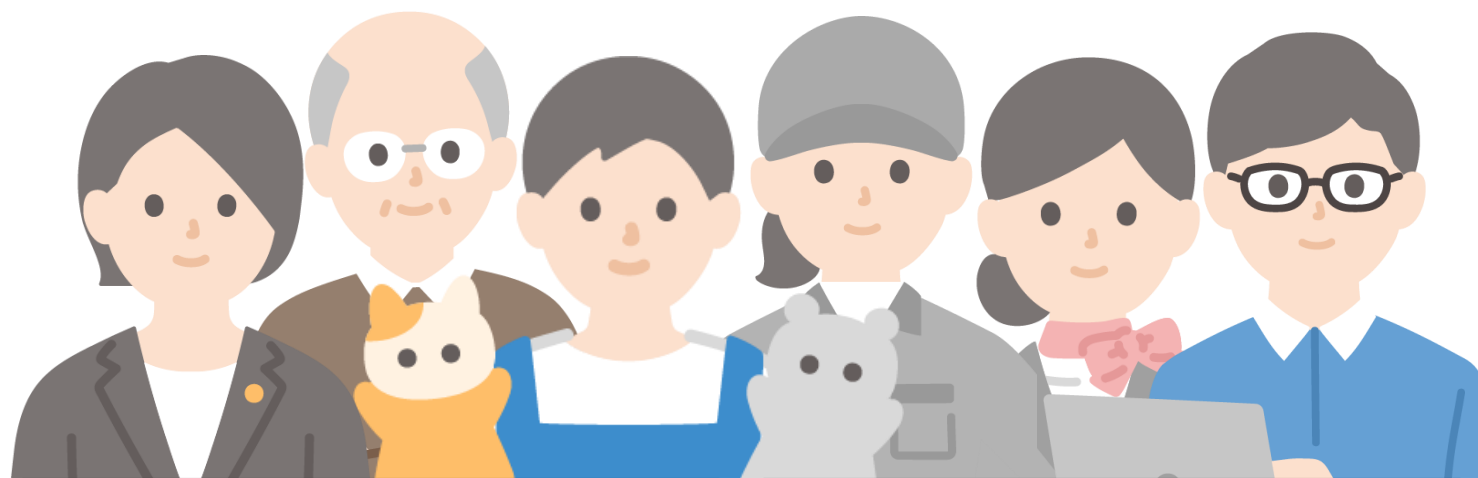
- ① 提出期間：令和 7 年 1 月 3 1 日(金) ～ 令和 7 年 2 月 5 日(水)午後 5 時必着
- ② 提出先：(1) に同じ

- ③ 提出方法：(3) ③に同じ
- (5) 2次審査（ヒアリング審査）の実施方法
- ① 通知方法：1次審査通過者へは、2次審査招請通知を令和7年2月18日（火）に電子メール送付する。なお、2次審査の会場や日時等の案内もあわせて通知する。
- ② 実施予定日：3月上旬
- ③ 実施方法：ヒアリング審査は、提出された1次審査書類を用いてヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行う。詳細は実施要領兼説明書による。
- (6) 審査結果の通知
- 審査の結果、総合得点が一番高かった者を第一候補者として選定し、その旨を電子メール及び郵送により通知する。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 [免除]
- (3) 契約書作成の要否 [要]
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 [無]
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。
- (6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本案件は、令和7年度の提案限度額を8,944万円（消費税含む）とする。区との契約では、予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は、別紙（令和6年度時点）を確認すること。
- (9) 世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会の構成員は次のとおり。
- | | |
|-------------|--------|
| みどり33推進担当部長 | 釘宮 洋之 |
| みどり政策課長 | 黒岩 さや香 |
| 公園緑地課長 | 岸本 隆 |
| 施設管理担当 | 渡邊 徹也 |
- (10) 詳細は実施要領兼説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は つ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水士	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。